

徳島県告示第百三十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所を次のとおり公示する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う検査にあつては、実施の期日を令和二年四月一日から同年十二月二十三日までとする。

令和二年三月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の区域	対象となる特定計量器	実施の期日	受付時間	実施の場所
吉野川市	計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項に規定する特定計量器	令和二年五月十一日	午前十一時から午後三時まで	吉野川市美郷字中筋一九四番地一 吉野川市ふるさとセンター
		同日	同	同 山川町翁喜台一七番地 山川地域総合センター
		同日	同	同 川島町桑村二四二四番地一 吉野川市川島体育館
		同日	同	同 鴨島町鴨島一一五番地一 吉野川市役所
		同日	同	同
		同日	同	同 海部郡美波町西の地字西地五〇番地一 美波町由岐支所
		同日	同	同 奥河内字本村一八番地一 美波町役場
		同日	同	同 牟岐町大字川長字新光寺八二番地 牟岐町海の総合文化センター
同		同日	同	同 海陽町穴喰浦字穴喰三六二番地 海陽町穴喰庁舎
同		同日	同	同 奥浦字新町四四番地 海陽町海部公民館
同		同日	同	同 大里字上中須一二八番地 海陽町海南庁舎
三好市		同日	同	同 三好市西祖谷山村尾井ノ内三七九番地

